

質問回答

2014年2月2日

「イラク国医療研修センター整備事業準備調査」

(公示日:2015年1月21日/公示番号:141160)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	8 ページ 8 本体事業からの排除	<p>「本件受注コンサルタント(JV 構成員及び補強を含む。)及びその関連会社/系列会社(親会社を含む。)は、本業務(詳細設計)の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工管理業務(調達補助を含む。)以外の役務(審査、評価含む。)及び財の調達から排除されます。」と記載されておりますが、この「詳細設計」の記述は「準備調査(又は概略設計)」の間違いではないでしょうか。</p> <p>また、こちらの表現から、本件受注コンサルタントは本事業詳細設計・施工監理に応募することが可能と理解しても構いませんでしょうか。</p>	8 ページ 「8 本体事業からの排除」は、誤記でした。本項目は削除してください。
2	別紙 1 ページ (3)対象地域	対象地域としてイラク南部3県 (バスラ、ズィーカール、ムサンナー)を想定されておりますが、同3県を対象地域とすることの妥当性の検証は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	別紙 1 ページ 脚注	「元来、イラク側がバグダードにおいて「研修センター」の整備を希望していたため、この名称がつけられている。但し調査準備でバグダードの治安	相手国との関係があり、開示はできかねます。

		<p>状況が変化したことにより、日本政府とも協議の上、事業目的及び対象地域を修正して、本調査を実施することになった。」と記載されております。</p> <p>バグダードから南部 3 県に事業目的及び対象地域を修正した際の MOU 等の、貴機構とイラク保健省との間の協議内容の文章を開示頂くことは可能でしょうか。</p>	
4	別紙 3 ページ (8)現地調査及び協議の場所	「現地調査は南部 3 県のみで実施する。」と記載されております。バグダードの安全管理の観点から日本及び周辺国等の第三国でのカウンターパートとの協議は可能と考えますが、よろしいでしょうか。	可能ですが、基本的にはイラク国内での協議を想定しています。
5	別紙 3 ページ (8)現地調査及び協議の場所	日本及び周辺国等の第三国でのカウンターパートとの協議が可能な場合の旅費は本見積り或いは別見積のどちらになりますでしょうか。	本見積りに含めて下さい。
6	別紙 10 ページ 5.(1)安全管理	5. その他留意事項、(1)安全管理で、「…なお、バグダードでの現地調査はイラク滞在日数が 9 日以内(イラク到着日及び出国日を含む)となるような日程を原則年…」とありますが、9 日間以内というのはバグダード滞在でしょうか、それともイラク現地調査全体の滞在期間のことでしょうか。	バグダード滞在を指します。
7	別紙 10 ページ 5.(1)安全管理	本案件でのイラク入国ビザにかかる必要手続きは貴機構で行っていただけますでしょうか。コンサルタントが行う場合はビザ取得に必要な書類を貴機構が手配していただけますでしょうか。	イラクへは公用旅券で渡航して頂きます。同旅券発券の手続きは、弊機構が外務省に依頼をします。詳しい手続きは、契約交渉時にご相談願います。

8	別紙 9 ページ 2.(3)通訳 別紙 10 ページ 4.(1)一般業務費等の直接経費	別紙 9 ページ (3)通訳の箇所に「本調査では、必要に応じ現地での通訳備上も認める。その場合は、必要経費を見積書に記載すること。」と記載されております。また、別紙 10 ページ 4.(1)一般業務費等の直接経費の箇所に「当該経費の見積は別見積とする。」及び「④現地業務調整などの備人」と記載されております。 現地備上の通訳および翻訳の経費は本見積り或いは別見積のどちらになりますでしょうか。	現地備上の通訳及び翻訳の経費は本見積りに含めて下さい。
9	別紙 10 ページ 4.(3)宿泊料	「宿泊費に関しては別途契約交渉時に伝えるので、見積には含めないこと。なお、宿泊先は貴機構イラク事務所の指定の宿泊施設のみとする。」と記載されております。 調査等で現地備人の宿泊先が必要な場合も貴機構指定の宿泊施設になりますでしょうか。	こちらが宿泊先を指定するのは邦人コンサルタントのみです。
10	別紙 4 ページ 5.(10)現地備人 別紙 10 ページ 4(1)一般業務費等の直接経費④現地業務調整などの現地備人	別紙 4 ページ 5.(10)に記載されている現地備人と別紙 10 ページ 4(1)に記載されている現地備人は同じものを指すのでしょうか。	別の要員を指します。

以上